

【沖縄県立大学倫理審査申請手続き】

- * 倫理審査対象； 本学の教員、学生が実施する研究等、他機関から依頼されたもの（本学研究倫理審査委員会規程 第3条 - 1）
- * 申請者は； 本学教員、 本学大学院生、 学部学生については指導教員（本学研究倫理審査委員会規程 第4条 - 2）
- * 申請の対象となる研究；人間を対象とする研究 研究の対象となる個人又は家族の身体的・心理的影響を伴う研究 発表される研究結果から対象者の名前が特定できる研究 本学の学生を対象にした研究 病院・診療所の患者を対象とした研究（本学研究倫理審査委員会運営要領）
 - 注1）学部学生の研究については、「あらかじめ研究成果の公表予定がある研究」を対象とする。（平成17年3月10日学内倫理審査委員会、平成17年4月18日倫理審査委員会、平成17年4月20日教授会）
 - 注2）特別な配慮を必要とする研究対象は、日本看護協会（平成16年）の定義に基づき、「患者、学生、スタッフ、妊婦、高齢者、社会的弱者、受刑者、新生児、児童、死に直面している人、精神を病む人、痴呆性老人、精神発達障害のある人、意識障害のある人、セデーション（鎮静）を受けている人」とする。（平成18年3月14日学内倫理審査委員会「倫理審査委員会の今後のあり方について」）
- * 申請方法；申請者は以下の書類を学務課担当に提出する。（本学研究倫理審査委員会運営要領）

倫理審査申請書（様式第1号）

研究計画

同意書および依頼（説明）書

調査書

研究倫理のためのチェックリスト（チェック済み）

- 注）倫理審査のためのチェックリストの添付は、申請内容の不備を防ぐ目的で申請者に点検を依頼する。（平成18年3月14日学内倫理審査委員会「倫理審査委員会の今後のあり方について」）